

第12回 臼杵市議会基本条例特別委員会 会議要旨

日 時 令和3年11月22日(木曜日) 午後1時03分 ~ 午後1時52分
場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委員長 吉岡 勲 副委員長 大塚 州章
委 員 川辺 隆 委 員 内藤 康弘 委 員 伊藤 淳
委 員 梅田 徳男 委 員 戸匹 映二 委 員 奥田富美子
委 員 匹田 郁

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

(な し)

出席した事務局職員の職氏名

局長 平山博造 次長 後藤秀隆 書記 高橋悠樹 主査 清水 香

傍聴者

議員 河野 巧

会議に付した事件

1. 前文の協議について
 2. その他
-

午後1時03分 開議

○委員長(吉岡 勲)

ただいまから、第12回特別委員会を開催致します。

本日の主な議題は、前文と協議が残っている政務活動費、議会活性化委員会の3点となります。これまでの経緯を事務局より説明をお願いします。

◎書記(高橋悠樹)

(配付資料に基づき説明)

○委員(川辺 隆)

第 13 条第 2 項は現在の取り組みと整合性がとれているんですかね。

○委員長(吉岡 勲)

こちらについては、また申し合わせ等々を見合わせて、文言の確認、修正を考えます。

○委員(梅田徳男)

申し合わせや条例をしっかり守って、議員活動をしっかり行うんだっていう意味の内容を、この基本条例の中にしっかり謳い込む必要があるということで、検討いただきたいという提案です。

○委員(大塚州章)

本来は、守るためにあるということであって。今から提案するとまた時間かかるんで、この提案事項としてこちらを受けて、ちょっと協議をして。次回開くときまでに、皆さんのご意見を確認しようと思いますが。

○委員長(吉岡 勲)

そういう情報につきましては文書等を含めて、事務局と相談しながら、次の委員会で提案したいと思っております。

・政務活動費について

○委員長(吉岡 勲)

第 11 条、政務活動費は、条文このままでどうでしょうか。

○委員(川辺 隆)

前回までの協議の中で、政務活動費をこうやって謳うというのは決定しておりません。ですから、必要でないなら削除ですよ。

○委員(伊藤 淳)

川辺委員が言われた通り、前回から政務活動費についての問題点は文言以前に載せるかどうかというところの議論だったと思いますので。そこが先かなということ。その点からいけば、いきなり議会基本条例の中に謳い込むのは、反対っていう意見については変わりません。

もともと、政務活動費自体が臼杵市にはないわけで、それを謳い込むのは反対です。その政務活動費っていうのを作るプロセスが、きちんと必要だと思っていますので、ここにいきなり歌い込むのは反対です。これ削除という方向でお願いをしたいと思っています。

○委員(奥田富美子)

政務活動費については、以前からこれを入れて欲しいということで、私は申し上げていますが。意見が分かれていたので、一つそれが課題であったということ、条例を作るときにこれを入れたからといって、すぐ政務活動費が発生するのではなくて、そのあと深めていかないといけないというのがセットだったと思うので。一旦決めた後に、またここの部分だけ追加するというのはとてもハードルが高くなるので、一旦入れておいて政務活動費をどのように考えるの

かというのは、金額も含めて検討するときに、きちんとやっていくものだと思うので、今回ここに入れておくべきだと思います。

○委員(戸匹映二)

意見が分かれ、この条例にこれを入れるか入れないかという、ここに関してはいきなり入れると乱暴ですし、そこはもし入れるとすれば、政務活動費を今後交付するかどうかに関しては検討するみたいな形でしか、そもそも入れないほうがいいという意見もあるかもしれないですけど。

明確にいきなり入れてしまうのは、ちょっと意見が分かれる中でどうかなというのはありません。

○委員(匹田 郁)

両方の考え方も分かりますが、やはりこれから先を考えたときには、確かに出てきたときに、私の今の気持ちは、政務活動費に関してはもう3項だけ。第11条は政務活動費の交付に関して別に定める。この言葉、これだけで、あとの上の2項目は消すのが今一番の状態かなと思っております。

○委員(梅田徳男)

今の基本条例を検討する段階で、政務活動費をこうした形で表現をして検討する部分については特に問題はないと思うんですが、ただ必要かどうか。私は個人的には政務活動費そのものが不必要というふうに考えているので、それであればもう条文としてはいらぬんじゃないかと思います。

○委員(川辺 隆)

私はこの条例にのせて、やっても、やらなくてもいいんであれば、申し訳ないけどその条文を悪用して、個人の権利と、条例に謳っていることを盾にとられて、押し切られるやり方を選択すべきではないと思います。しっかりとした議論を踏まえた上で、最終的に条例にのせるよう、議会活性化委員会場で話し合えばいいことです。それをわざわざ一番大事に作っているこの条例の中で、やらないことまで私はのせるべきではないと思います。

○委員(大塚州章)

非常に迷いました、正直な話をすると匹田委員と一緒に。長年活動して、これをもっていない中で、今いろいろ活発な動きがあつて、機は熟したかなというふうな感覚もありますが。川辺委員の言うように、活性化委員会等作った場合には、そこで支給するかどうかもしっかりと論議すべきだと思いますし。その辺のところを踏まえて、匹田委員の言うようにもうのせるとすれば、3項かなというような感覚で今、私はいます。ただ、執行するにはやっぱりその論議はしっかりとやって、使うためには、市民にきちんとしたコンセンサスを得なければいけないというのは思いますんで。その辺の中間です。

○委員長(吉岡 勲)

様々な意見をいただきましたので、最後に決をとって完全に項目を消すのか、それとも今言いましたように将来的なことを考えて、政務活動費に関して別に定めるという形にするのか。

どういふふうにするかってことでもありますので、最終的に決を取りたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員(奥田富美子)

最終は採決ということになると思うんですが、私が政務活動費の項目を設けたほうがいいと思うのは、これから先、若い人とか、例えば女性が議員になるときに、とてもハードルが高いです。それと、例えば自分の活動を広報する費用も全部、今自分の歳費から出します。

そうすると、活動すればするほど、そこはなくなってくる。最終、この政務活動費を何に使うかということをしっかり決めて、広報とか書籍購入とか、自分の資質を高めたり、市民に広報するというのも、活動を保障するという意味での政務活動費を設けるべきだと考えて、ずっとそのように言っております。これから先、新たな人が議員になっていくときに、手を挙げてもらえるチャンスが少しでも増えるといいなという思いからです。

○委員(伊藤 淳)

政務活動費自体はいらないって言うわけではありません。とても大事なものだと思いますし、私も欲しいと思います。ただ、これ市民からいただいたお金が新たに発生するわけで、やっぱり大塚委員が言われた通り、ちゃんとしたコンセンサスを得られるのかと、我々はそれだけの活動をしているのかっていうところを、十分協議、検討をして、合意に至るっていうプロセスをきちんと踏まないと、そもそも政務活動費はまだないわけですから、そのプロセスが必要だというふうに思います。ですんで、ここにいきなり入れてしまうっていうのは、私は反対で、そういうプロセスを踏むべきだというふうに思っているわけでありまして。

なので、ここにはまだ載せるべきではないという意見です。奥田委員が言われる、必要だということについては、もう全く異論ありません。ただそれに向けてのプロセスが必要でないかっていうところを言いたいです。

○委員長(吉岡 勲)

そういうことで採決の焦点は、基本条例第11条に入れるかどうかだけのことだけの採決を取りたいと思いますので、よろしくお願いします。

第11条を削除することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○委員長(吉岡 勲)

賛成多数であります、政務活動費の項目を削除することに決しました。

・議会活性化委員会について

○委員長(吉岡 勲)

次に、第19条議会活性化委員会、この条文はでどうでしょうか。先ほど事務局より説明しましたけど。

○委員(伊藤 淳)

私は先ほどの政務活動費、この議会活性化委員会。また、議会のデジタル化とか、報酬をあるべき姿に戻すとか。議会を活性化するために必要な協議、するべきプロセスとなるテーマがたくさんあると思いますので、これは置くべきだというふうに思いますが。どうなんでしょう。その置くというふうに言い切ってしまうず、置くことができるという変更はどうかというのが私の意見です。

○委員(奥田富美子)

反対ではないんですが。この活性化委員会を置くのはこの条例が、この先制定された後に、内容が守られているか、実行されているかとかいう振り返りもする役割があったと思うので。置くことができるのであれば、置かないこともあるわけなので。条例とセットでする、置くべきだと思いますので、委員会が常設になったら、補償のところが度々出ていますけれど、その辺とかもセットで考えないといけないという課題はあるかと思っています。

○委員(大塚州章)

そうなんです。だから、これから多分こういう活性化委員会のような形で置いていって、いろいろ協議することがあると思います。ただ、例えば部会を作るのか、特別委員会的なものを作るのか、また他の会議をあてるのか、その辺のところが流動的であるために、ここは一応置くことができるというふうにしていたほうがいいのかというのは、私もちょっと感じております。

○委員(梅田徳男)

これを置くことができると。やっぱり活性化委員会っていうのは、この基本条例の内容のほうですけど、反映しているかどうかっていうその辺も含めた確認の委員会っていうか、そういう立ち位置だと思っています。やっぱり置くということをしたほうが良いと思います。

その上でただ、常設の委員会ということになると、確かに問題があるんで、そこをちょっと何か今思いつかなくて。申し訳ないんですが。工夫があれば、ご検討いただきたいと思います。

○委員(戸匹映二)

副委員長が言っていたように、名前にこだわるかどうか。きちんと名前を入れると、そういう名称で作らないといけなくなる、そういう意味で。だからそこは、この議会活性化委員会を置くっていう表現をちょっと変えて、議会を活性化するための委員会を置くというふうに、もうきちんとあまり明確にしない。これも一つの方法かなというふうに思います。

○委員(大塚州章)

議会活性化委員会というようなものは、これから必要であるかなと思います。

ただそれがどういう形になるかというのは、戸匹委員の言っていることも、本当にそうだなと思います。ここにはちょっと難しいけど、また活性化委員会を置くことができると。ただし、必要な事項は別に定めるとあるんで。ただ、もうここに載せたということはやろうと。さっきの政務活動費と一緒に。だから、問題にするということであるんで。そういう前向きに置くことができるでいいのかな。

○委員(川辺 隆)

置いたほうが良いと思います。監視していったほうが良いと思うから。でも、委員会になって、費用弁償と補償の問題も出てくるんで。今現在、臼杵市議会は、費用弁償、保証がある委員会、それと全く何も与えられてない協議会等があるんですけど。議会活性化委員会はどれになるんですか。そこをはっきりさせないと、置けないかもしれません。

○委員長(吉岡 勲)

これが特別にできたときには、特別委員会扱いになりますので、公務災害にちゃんとあたります。

○委員(内藤康弘)

設置に至っては異論がないんですが、内容について。この条例を守るか守らないかを見守ることだけが、この委員会の趣旨ではないと思うんです。先ほど伊藤委員が言われたように、議会の活性化において、具体的にデジタル化とか、そういうことを言っておられたんですが。そこが一番主にあると思うんです。例えば、この条例に違反した方がいれば、そこで委員会で、いろんな議論をすればいいし、議会の活性化を元にするのであればこの委員会をやればいいし。これは内容を一緒に全てするのはどうかなと思うんで、先ほど委員長が言われたように、特別委員会という形で設置をすることができるという形をとれば、いいのかなというふうに思います。

○委員(梅田徳男)

いわゆる費用弁償とか保障がないというところの、そこをちょっと整理ができてれば、例えば費用弁償っていったら基本、交通費が出ないとかいうことを言っているのかな。

保障が出ないっていうのは例えば、通勤途中で事故、その保障が全くないということをやっているのか。

○委員(大塚州章)

地方自治法で定められている109条で定められている会議は、本会議、議会運営委員会、第一種常任委員会等。それと、こういうふうに特別委員会、これが地方自治法で定められた委員会です。全員協議会、代表者会議、議員ゼミナール、常任委員会の部会、これは定められておりません。費用弁償に関しては、先ほどの地方自治法で定められた委員会と一緒にです。全員協議会以下は、無いです。ただ、私たちは議員として特別地方公務員になっていますので、もし何か代表者会議とか全員協議会とか。議員ゼミナールとか常任委員会の部会とかで行動していて、けが、もしくは何か病気になった場合には、公務災害としては認められます。けがをした場合は、公務災害だけど費用弁償はありません。

○委員(川辺 隆)

今委員長がおっしゃったのは、この活性化委員会は特別委員会になりますから、活性化を作った場合は特別委員会になりますって言ったけど、活性化委員会を特別委員会にするなんか誰も決めていませんよ。活性化委員会は、あくまで活性化委員会って名前だけ決まっていて、委員長の独断でこれを特別委員会にすることはできません。

○委員(内藤康弘)

第19条は活性化委員会の内容ですよね。だから、活性化委員会をつくればいいじゃないですか。いつも委員会として定例会ごとに集まることはおそくないと思うんで、中身としては、もう条例に謳う以上は、これはこれでいいとして。作るにあたっては、もう特別委員会ということでやれば、別に問題ないかなと思います。

○委員(大塚州章)

特別委員会として作るか作らないかは、多分その時の代表者が、それを議運にかけて特別委員会を作るってなった場合には、委員長、副委員長が、定例会で報告をしなければいけないという義務があります。だから作ることができるというふうに、できる条項に、これはもう前向きにできる条項なんで。その都度、もう皆さんでどうするかっていうのを決めていって、特別委員会をしよう、しっかりと義務を果たして、これをやるとなれば、そこに費用弁償も発生しますし、その代わり義務としては、委員会の報告というのも背負うということをご理解の上で、皆さんが承知していただければいいかなと思います。委員会が開かれれば、定例会と定例会の間に開かれますので。

○委員長(吉岡 勲)

第19条は議会活性化、委員会を置くことができるというところにしたいと思います。そういうことでよろしくをお願いします。

○委員(川辺 隆)

情報公開、これの第2項。政務活動費は削除になりますね。

・前文について

○委員長(吉岡 勲)

次に前文の協議に入りたいと思います。

事務局より説明を受けてからと思いますが、午後2時までには終わりたいと思いますので。説明だけで終わるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

◎書記(高橋悠樹)

(配付資料に基づき説明)

○委員長(吉岡 勲)

そういうことで、第1案と第2案があり、前回の協議の時には、第2案を主軸にして協議していきたいということでございます。

これから正副委員長と事務局と相談しながら、第2案をもとに、もう少し文章を作って提案したいと思いますので、よろしく願いいたします。他に何かございせんか。

○委員(奥田富美子)

次は、前文が一つになって提案されるという形でいいですね。

○委員長(吉岡 勲)

そういうことです。本日はこれで終わります、お疲れ様でした。

午後1時52分 閉会

臼杵市議会委員会条例第30条第1項の規定を準用し、ここに記録を作成する。

令和3年11月22日

臼杵市議会
基本条例検討特別委員会
委員長 吉岡 勲